

平成29年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

平成29年12月1日（金）～12月14日（木）（14日間）

2 審議結果

次の議案が12月1日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第93号

平成29年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係、繰越明許費補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係

○議第95号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○議第101号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

※12月11日の教育警察委員会での審議を経て12月14日本会議で可決された。

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
12月6日	尾藤 義昭 (自 民)	○未来を担う人づくりについて <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案の積極的な把握に向けた取組みについて ・いじめ事案へ対応するための専門組織の設置について
	伊藤 英生 (県 民)	○教育・青少年政策について <ul style="list-style-type: none"> ・子どものロコモティブシンドロームについて <ul style="list-style-type: none"> ① 子どものロコモティブシンドロームの現状と対策について ② 運動器検診の課題と今後の対応について ・県立高校の地毛証明の運用状況と教育委員会の考え方について
	山田 優 (自 民)	○地域における防災力の向上について <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階にあわせた防災教育の取組みについて

12月7日	水野 吉近 (公 明)	○医療的ケアを必要とする児童生徒への通学支援に対する現状認識と今後の取組みについて
	野村 美穂 (県 民)	<p>○福井県池田中学校の生徒が自殺した問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の認識と教師への今後の指導方針について ・本県でのスクールカウンセラーの活用について <p>○いじめ相談窓口としてのLINEの活用について</p> <p>○県立学校の今後のインターンシップ・職場体験のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工知能の発展を見据えたインターンシップ・職場体験のあり方について ・受入先の確保や事前学習など実施体制における課題について
12月8日	広瀬 修 (自 民)	<p>○岐阜県ゆかりの偉人について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における県ゆかりの偉人に係る教育の取組みについて ① 偉人教育の現状と今後の取組みについて ② 英語ふるさと副教材の活用状況と成果及び次期副教材における県ゆかりの偉人の取扱いについて
	中川 裕子 (共 産)	<p>○特別支援学校における教育環境の整備と障がい者の親なき後の生活支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における教室不足問題への対応について ・体育館のつり天井の計画的な改修について
	足立 勝利 (自 民)	<p>○少人数学級の推進に向けた取組みについて</p> <p>○ふるさと教育の推進について</p> <p>○コミュニティ・スクールの現状と成果及び課題について</p> <p>○優秀な教員の確保と育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇を取る場合の代替教員の配置の現状について ・教員が熱心に取り組むための施策の現状と今後の対策について <p>○教員の多忙化の解消について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別に支援を要する児童生徒が在籍する学校への支援について

		<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導の負担軽減のための対策について ○学校教育における「哲学・道徳」に対する県の考え方について
	太田 維久 (県 民)	<ul style="list-style-type: none"> ○郡上特別支援学校講師の公務災害認定のその後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・方針を転換し第三者調査を実施することになった理由について ・第三者調査の今後のスケジュールについて ・県教育委員会における情報公開のあり方について ○県教育委員会の労務管理の改善について ○I AM ASを活用した県職員研修の実施について ○フレイル対策の取組み状況及び今後のフレイル予防に関するデータ活用について
	駒田 誠 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少について <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生に対する人口減少社会の教育について

○尾藤 義昭 議員（自民・関市）

12月6日（水）

○未来を担う人づくりについて

・いじめ事案の積極的な把握に向けた取組みについて

教育長答弁

未来を担う人づくりについて、2点ご質問がありました。

はじめに、いじめ事案の積極的な把握に向けた取組みについて、お答えします。

本県のいじめ認知件数は、全体としては平成19年度から徐々に減少しておりますが、小学校については23年度から増加傾向にあります。

今回の調査でも、小学校の認知件数は増加しており、これは、けんかやふざけ合いでも児童生徒の被害意識に着目して判断するという認識が教員だけでなく保護者にも浸透した結果と考えております。また、小学校での暴力行為増加も顕著で、これは、同一児童による繰り返し事案を漏れなく認知したことによるものです。

県教育委員会では、独自に年3回、各学校のいじめアンケートや職員研修の実施状況、前年度に発生したいじめ事案への対応状況などを調査し、指導しております。今後、こうした指導の徹底に加え、スクールカウンセラー、いじめ・不登校等未然防止アドバイザーの派遣拡充など、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめの積極的な把握に努めてまいります。

○未来を担う人づくりについて

・いじめ事案へ対応するための専門組織の設置について

教育長答弁

次に、いじめ事案へ対応するための専門組織の設置についてお答えします。

県教育委員会では、生徒指導・問題行動・いじめ等に専門的に対応するため、平成27年度に学校安全課を新設するとともに、学識経験者・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・精神科医・弁護士といった専門家による「生徒指導スクールサポートチーム」を現場に派遣する体制を整備いたしました。平成28年度からは、県警察の併任職員を配置いただいており、専門知識を生かし、重大事案の未然防止や、発生時の迅速な対応等に活躍いただいているところです。加えまして、本年度には、生徒指導を担当する管理職を1名増員して2名体制といたしました。

現場につきましても、暴力行為の増加を受け本年度「暴力行為等防止支援員」制度を新設して経験豊富な校長OBなどを任命し、児童生徒に寄り添い対応しております。

議員ご指摘のとおり、深刻な暴力行為や、その他犯罪につながるような行為を含むいじめは、絶対に許してならないものであります。これに対しては毅然として対応すべきと考えております。今後そのようなじめに対しては、警

察と一層緊密に連携し、現場対応を強化してまいりたいと考えております。

再質問

○未来を担う人づくりについて

教育長答弁

再度お答えさせていただきます。

先生のご経験に基づくご質問は大変感動的なものであります。私も心にします。

ただ、県教育委員会といたしましても、従来、学校支援課の中で対応していたものを新しい学校安全課という組織をつくり、県警察の少年課から併任の職員を学校安全企画監として来ていただいて、頑張っていただいております。

このいじめの問題、特に深刻な問題が学校現場だけでは対応できないこともあります。そういうことに対して力一杯やっていく所存でございますので、何卒ご理解をいただきたいというふうに思います。

○伊藤 英生 議員（県民・可児市）

10月6日（水）

○教育・青少年政策について

・子どもの口コモティブシンドロームについて

①子どもの口コモティブシンドロームの現状と対策について

教育長答弁

子どもの口コモティブシンドロームについて2点ご質問がありました。

はじめに、子どもの口コモティブシンドロームの現状と対策についてお答えします。

昨年度の運動器検診での結果を受け、専門医等で受診し、学業に支障がある疾病・異常が認められた小学生は122人、中学生は123人、高校生は39人、合計284人、全体の0.14%に当たり、全国平均の0.11%に比べるとやや高い割合となっています。

これらの児童生徒は、幼児期からの必要な運動の不足により、運動機能の低下が生じていると考えられております。昨年度の小中学生を対象とした全国体力・運動能力等調査結果では、1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒が約1割いることから、予備軍となりうる児童生徒が相当数いると考えております。

県教育委員会としましては、運動器検診を適切に実施し、早期に異常を発見して専門医による治療が受けられるようにするとともに、体育の授業や休み時間等に適度な運動時間を確保して、バランスよく遊びや運動を行うことや、正しい運動の方法及び取組み方を指導することなど、体育担当教諭等の研修会で徹底してまいります。

○教育・青少年政策について

- ・子どものロコモティブシンドロームについて
- ②運動器検診の課題と今後の対応について

教育長答弁

次に運動器検診の課題と今後の対応についてお答えします。

2年間の運動器検診から見えてきた課題としましては、検診手順、判断基準が十分に周知されていないため、異常の有無の判断を行う学校医が戸惑うことがあることや、検診結果を踏まえた事後措置が具体的に児童生徒及びその保護者に指導できていないことなどが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、県医師会と連携して、岐阜県学校保健会が平成27年度に作成した運動器検診マニュアルに示す検診手順、判断基準を再度、周知徹底したいと考えております。

また、異常が疑われる児童生徒及びその保護者に対しては、正しい運動の仕方や、疑いがある部位に効果があるストレッチ運動等の実施方法を示すことで、運動機能の改善につなげていきたいと考えております。

○教育・青少年政策について

- ・県立高校の地毛証明の運用状況と教育委員会の考え方について

教育長答弁

続いて、県立高校の地毛証明の運用状況と教育委員会の考え方について、お答えします。

県教育委員会では、頭髪や服装を整えて学校生活を送ることは、社会規準を遵守する資質の育成に必要であり、頭髪については、生まれつきの自然な状態を尊重することを基本としております。

学校はこの考え方沿って校則を定めておりますが、高校では、髪を染めているのに「地毛である」と生徒が主張したり、地毛であるのに「染めている」と教員が疑って指導したりして、生徒や保護者とトラブルになる場合もあります。このため、県立の高校では、63校中60校が入学時に地毛申告を口頭または書面で実施しております。

県教育委員会といたしましては、学校が公平な生徒指導を行ううえで、現在実施している申告は止むを得ないものと考えておりますが、その運用に際しては、生徒や保護者に主旨を丁寧に説明して理解を得るとともに、生徒の人権に十分配慮するよう、今後とも学校に対し指導してまいります。

○山田 優 議員（自民・羽島市）

10月6日（水）

○地域における防災力の向上について

- ・発達段階にあわせた防災教育の取組みについて

教育長答弁

発達段階にあわせた防災教育の取組みについてお答えします。

県教育委員会では、命を守る行動、減災のための工夫、ボランティアの意義などについて発達段階に応じた防災教育を、市町村教育委員会と連携して進めています。

具体的には、小学校では、災害時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるよう学習するとともに、発災時、瞬時に避難行動がとれるよう繰り返し訓練をしております。

中学校では、応急手当他、家具固定や備蓄など日常の備えについて学習しています。また、避難所運営ゲームなどを通じて、災害時のボランティア活動の大切さを理解する学習もしております。

高等学校では、「高校生防災リーダー」を委嘱し、将来、地域社会の防災の担い手となれるよう意識付けを図っています。

また、防災については学校だけではなく、地域の中で実践的に学ぶ必要があります。平成28年度の地域防災訓練への児童生徒の参加状況を調査したところ、参加していない小中学校が約16%ございましたので、引き続き学校に対し積極的な参加を促してまいります。

○水野 吉近 議員（公明・岐阜市）

10月7日（木）

○医療的ケアを必要とする児童生徒への通学支援に対する現状認識と今後の取組みについて

教育長答弁

医療的ケアを必要とする児童生徒への通学支援に対する現状認識と今後の取組みについてお答えします。

現在、特別支援学校には、日常的に医療的ケアの必要な児童生徒が95名在籍しておりますが、これらの児童生徒については、乗車中の安全を確実に保障できないことから、スクールバスの利用でなく、保護者の自家用車等での送迎により、通学しております。

県教育委員会といたしましても、議員ご指摘のとおり、保護者の毎日の送迎にかかる負担は、大変大きなものと認識しております。

そのため、医療的ケアの必要があっても、乗車時に支障がないと主治医が判断する場合には、まずは校外学習時での乗車を認めるところから試行的に実施し、その結果を踏まえながら、通学時における乗車についても検討してまいります。また、保護者が送迎できない時への支援策については、関係部局等と研究会を立ち上げて、他県の例も参考にしつつ、検討してまいりたいと考えております。

○野村 美穂 議員（県民・大垣市）

10月7日（木）

○福井県池田中学校の生徒が自殺した問題について
・県教育委員会の認識と教師への今後の指導方針について

教育長答弁

福井県池田中学校の生徒が自殺した問題について、2点ご質問がありました。

はじめに、県教育委員会の認識と教師への今後の指導方針について、お答えします。

福井県池田町の事案から、教師は、児童生徒一人ひとりの特性や状況に応じて、適切な指導を行うこと、管理職は、教師の指導状況を的確に把握することが重要であると認識しております。

本事案を踏まえ、文部科学省から10月20日付けで生徒指導の在り方、教育委員会と学校との連携、事案が発生した場合の背景調査等について、留意事項を示した通知があり、各県立学校長及び各市町村教育委員会に対し周知・徹底をしたところです。

県教育委員会では、従前より、部活動等での体罰や行き過ぎた指導の防止等について、研修及び指導を行ってきたところです。

今後はさらに、教科指導や日常生活の場面でも、教師の指導が過重にならないか、児童生徒を精神的に追い詰めていないか、その心の状況を把握しながら、全職員で児童生徒に寄り添って指導するよう、校長会等の会議を通じて周知するとともに、市町村教育委員会に対して学校を訪問した際に状況確認等を行うよう徹底してまいります。

○福井県池田中学校の生徒が自殺した問題について

・本県でのスクールカウンセラーの活用について

教育長答弁

次に、本県でのスクールカウンセラーの活用について、お答えします。

学校においては、児童生徒の心理に関する専門的知見を持つスクールカウンセラーと連携した教育相談体制の確立が重要と考えております。

このため、児童生徒一人ひとりの情報を担任や管理職、カウンセラーが共有し、適切な対応を行っているか点検するよう、改めて教育相談担当者の研修会等で指導してまいります。

また、カウンセラーは学校への助言指導も行うこととなっており、児童生徒の小さな変化に気付き、一人ひとりに寄り添った対応を提案していく必要があります。

このため、来年度、臨床経験が特に豊富な方をスーパーバイザーに任命し、カウンセラーに対し個々の事案について具体的な助言ができる体制づくりを検討してまいります。

○いじめ相談窓口としてのＬＩＮＥの活用について

教育長答弁

続いて、いじめ相談窓口としてのラインの活用についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、いじめ相談へのラインの活用については、長野県のほか、大津市、名古屋市などの一部自治体が、先行して試行、実施に向け計画づくりに取り組んでおります。

また、国は、SNSを用いた相談体制構築へのモデル事業を実施し、その結果を検証し、技法の改善を図ったうえで全国展開をする方針と聞いております。

ラインの活用により、若者のコミュニケーション手段に応じた選択肢が増え、相談しやすい環境ができるという点で有効と考えられる一方で、絵文字や省略された文章でのやりとりのため情報量が乏しく、理解のズレが生じやすいこと、また、相談体制の確保などの課題もございます。

県教育委員会といたしましては、早急にサービス提供業者や先進自治体から、具体的な仕組み、実際の相談状況などについて情報収集するとともに、年度内に学識経験者等も加えた検討会を設置し、課題の整理を行ってまいります。

○県立学校の今後のインターンシップ・職場体験のあり方について ・人工知能の発展を見据えたインターンシップ・職場体験のあり方について

教育長答弁

続いて、県立学校の今後のインターンシップ・職場体験のあり方について、2点御質問がありました。

はじめに、人工知能の発展を見据えたインターンシップ・職場体験のあり方についてお答えします。

県立学校では、職場体験やインターンシップを通じ、生徒が社会における自らの役割や将来の生き方、働き方等について考えるとともに、学校における学習内容が将来の職業生活や進路選択に結び付くよう取り組んでいます。

議員御指摘のように、人工知能の飛躍的な進化や技術革新等により、社会構造や雇用環境に大きな変化をもたらすのではないかと予測も示されています。このような時代にあって、子ども達が社会の様々な変化に向き合い、多様な人々と協働して課題を解決していくことができるようになることが学校教育には求められています。

県教育委員会といたしましては、県商工労働部とも連携して、このような時代の変化に対応すべく取り組んでおられる地元企業等を新たに開拓して協力を得ながら、教員研修や中長期のインターンシップを行うことなどを検討し、子ども達が社会の変化に柔軟に対応できる力を育む機会や指導の充実に取り組んでまいります。

○県立学校の今後のインターンシップ・職場体験のあり方について ・受入れ先の確保や事前学習など実施体制における課題について

教育長答弁

次に、受け入れ先の確保や事前学習など実施体制における課題についてお答

えします。

現在、県立学校では、キャリア教育の一環として、地元企業等の御協力を得てインターンシップを実施しています。また、大学等の研究機関や行政機関等、将来選択する可能性のある職業を生徒に体験させる学校もあります。

実施に当たっては、各学校が地域や生徒の実情に応じて受け入れ先の確保や開拓を行うとともに、望ましい勤労観や職業観を身に付けるため、事前学習等において生徒が受け入れ先と直接打ち合わせをする機会を設定するなどの工夫がされています。しかし、議員御指摘のように、各学校の努力だけでは、受け入れ先の確保や十分な事前学習の実施が難しいことも事実です。

県教育委員会といたしましては、県内の経済団体を訪問し、インターンシップ等の就業に関わる体験をする機会の確保を要請するとともに、岐阜県インターンシップ推進協議会等の関係機関との連携強化に努め、事前学習の協力依頼や受け入れ先の更なる拡充に取り組んでまいります。

○広瀬 修 議員（自民・岐阜市）

12月8日（金）

○岐阜県ゆかりの偉人について

- ・小中学校における県ゆかりの偉人に係る教育の取組みについて
- ①偉人教育の現状と今後の取組みについて

教育長答弁

小中学校における県ゆかりの偉人に係る教育の取組みについて、2点ご質問がありました。

はじめに、偉人教育の現状と今後の取組みについてお答えします。

郷土の偉人については、本県独自の取組として、杉原千畝などの郷土の偉人を探り上げた道徳の指導事例集、県内各市町村の偉人や文化を題材とした英語ふるさと副教材などを作成し、学校の様々な教育活動において、郷土の偉人を知り、ふるさとへの誇りと愛着を育むための教育が行われるよう取り組んでまいりました。

今後につきましては、例えば、県内の各市町村に対して、県教育委員会で取りまとめている「子供に伝えたい郷土の偉人・先人リスト」を提供したり、各市町村が独自に作成している郷土の偉人を探り上げた資料を紹介するなどして、各学校における郷土の偉人に関する教育の一層の充実を促してまいります。

○岐阜県ゆかりの偉人について

- ・小中学校における県ゆかりの偉人に係る教育の取組みについて
- ②英語ふるさと副教材の活用状況と成果及び次期副教材における県ゆかりの偉人の取扱いについて

教育長答弁

次に、英語ふるさと副教材の活用状況と成果及び次期副教材における県ゆか

りの偉人の取扱いについて、お答えします。

御指摘の「英語ふるさと副教材」については、英語や総合的な学習の時間などで活用いただくことを目的に、平成26年度から県内の小中学生に配付しております。

各学校では、平成27年度の実績で、59%の小学校、77%の中学校において本教材が活用されています。具体的な活用方法としては、本副教材に書かれている英文を通して内容の理解を深めたり、英語でプレゼンテーションを行い、ふるさとの魅力を他に発信したりするなどの取組みが行われており、県教育委員会としては、一定の成果を挙げているものと評価しております。

本副教材は、第2次岐阜県教育ビジョンに基づき、平成30年度まで活用することとしております。今後については、現行の副教材の成果を踏まえて在り方を検討してまいりますが、本教材を改訂する場合には、御指摘の偉人をピックアップしたページを入れることについても検討してまいります。

○中川 裕子 議員（共産・岐阜市）

12月8日（金）

○特別支援学校における教育環境の整備と障がい者の親なき後の生活支援について

・特別支援学校における教室不足問題への対応について

教育長答弁

特別支援学校における教育環境の整備について2点ご質問がありました。

はじめに、特別支援学校における教室不足問題への対応についてお答えします。

これまで、子どもかがやきプランに基づき各地域に特別支援学校を整備してまいりましたが、予想を超える児童生徒の増加のため、特に中濃特別支援学校、可茂特別支援学校においては教室不足の現状があり、分教室設置や特別教室の転用で対応しているところです。

こうした状況の中で、今年度、岐阜清流高等特別支援学校を開校しましたが、中濃特別支援学校から4kmあまりの距離もあり、関市内からも6人が入学しております。

中濃特別支援学校の児童生徒数については、今後、こうした動向も踏まえ、児童生徒数の推移を見極める必要があると考えており、その上で、近接する関特別支援学校を含めた2校の在り方について検討してまいります。

また、可茂特別支援学校の教室不足については、可茂地域に高等特別支援学校の機能をできるだけ早期に整備することで対応してまいりたいと考えております。

再質問

○特別支援学校における教育環境の整備と障がい者の親なき後の生活支援について

教育長答弁

今後の中濃特別支援学校への対応については、岐阜清流高等特別支援学校3学年分の入学者の見通しが立つ来年度中には、児童生徒数の推移を見極め、関特別支援学校との間で、今後の各校の機能分担や活用の仕方について、「新子どもかがやきプラン推進委員会」における委員の意見を踏まえながら検討してまいりたいと思います。

来年度中に。

○特別支援学校における教育環境の整備と障がい者の親なき後の生活支援について
・体育館のつり天井の計画的な改修について

教育長答弁

次に、体育館のつり天井の計画的な改修についてお答えします。

県立学校の吊り天井は、建築基準法改正前の平成24年と平成25年に建築されたものであり、建築基準法上は、次回の改修まで現状のままの使用が可能であることから、その他の非構造部材の耐震化を優先して進めてまいりました。

一方、平成24年度以降文部科学省からは、児童・生徒の安全安心や、地域の避難所として利用されることから、早期に吊り天井の撤去または落下防止対策を講じるよう通知がありました。建築基準法上は次回の改修まで使用が可能となっていることから、改修を行わないまま現在に至っております。

しかしながら、本年7月にも文部科学省から通知があり、改めて確認したところ、法改正前の吊り天井であっても落下防止対策を講じる必要があることが判明いたしました。

このため、早速に改修することとし、来年度中に改修を完了できるよう現在実施設計を進めているところであります。

○足立 勝利 議員（自民・各務原市）

12月8日（金）

○少人数学級の推進に向けた取組みについて

教育長答弁

6項目、8点のご質問をいただきました。

1点目、少人数学級の推進に向けた取組みについてお答えします。

本県では、これまで国が実施している小学校1年生に加え、県独自で小学校2・3年生および中学校1年生において、35人以下で学級を編制する少人数学級を実施しているところです。

今年7月の意識調査では、少人数学級編制によって「落ち着いて学校生活を送っている。」「児童・生徒一人一人に向き合う時間がある。」「生活・学習習慣の向上が認められる。」と各学級担任の90%以上が回答しており、学力向上、不登校など様々な教育課題にきめ細かく対応することについて、少人数学級の

編制は一定の成果を上げていると考えております。

しかし、議員ご指摘の課題もあります。

県教育委員会としましては、今後さらに少人数学級を他学年へ拡充していくためには、教職員定数の改善や教員数の加配措置が必要であるため引き続き国に要望してまいります。

○ふるさと教育の推進について

教育長答弁

2点目、ふるさと教育の推進についてお答えします。

県教育委員会では、第2次岐阜県教育ビジョンの主要施策として「ふるさと教育の推進」を掲げ、取り組んでおります。具体的には、各学校において、児童生徒が身近な地域について学び、その授業を地域の方々にも参観していただいている。また、各学校の取組を後押しするため、県教育委員会が各学校の優れた実践を表彰したり、県内各市町村の偉人や文化を題材とした、「英語ふるさと副教材」を作成・配付しています。

さらに、今年度からは、岐阜県が世界に誇る遺産や史跡、自然、産業などについて、児童生徒が体験学習をする事業を行っており、八百津町の杉原千畝記念館や、美濃市の美濃和紙の里会館など、県内の各箇所で計23校、約700人の児童生徒が、この体験学習に参加しました。

県教育委員会としては、今後も、「ふるさとぎふ」のよさを体験して学習する機会の更なる拡充を図り、「ふるさと教育」を推進してまいります。

○コミュニティ・スクールの現状と成果及び課題について

教育長答弁

3点目、コミュニティ・スクールの現状と成果及び課題についてお答えします。

いわゆるコミュニティ・スクールについて、県内では現在、21市町村の市町村立学校221校において、導入済又は導入予定であると承知しています。コミュニティ・スクールの成果としては、地域行事に参加する児童生徒が増えたり、地域人材を活用した学習が進められたりしているといった声が寄せられています。一方で、コミュニティ・スクールの導入が未だ全学校の半数に満たないなど、その広がりが不十分であることは課題であると考えています。

こうした中、今年4月に関係法令の一部が改正され、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されました。これを踏まえ、県教育委員会としては、来年度から、

10校程度の県立高等学校及び1校の県立特別支援学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール化することを検討しています。

また、市町村教育委員会に対しては、先行的な取組や国の情報を紹介するな

どの支援を行い、より一層コミュニティ・スクールの取組の充実や発展を促していきます。

○優秀な教員の確保と育成について

- ・長期休暇を取る場合の代替教員の配置の現状について

教育長答弁

4点目、長期休暇を取る場合の代替教員の配置の現状についてお答えします。

教員の大量退職に伴い、新規教員の大量採用を計画的に進めてはいるものの、正規教員が不足する分については、臨時的任用教員を任用して対応しております。

年度当初からの任用につきましては、講師登録の制度を活用して県教育委員会から各学校へ人材の紹介をして不足なく配置するように努めています。

しかしながら、年度途中での急な病気や退職の場合には、教科や地域等の条件によっては、すぐに代替教員を補充することができていない状況も生じています。

こういった現状を解消するため、年間を通して講師登録の募集を呼びかけるとともに、定年退職者や子育て等の事情により退職された方に、非常勤などの短時間での働き方を紹介することで、講師確保に努め、年度の途中であってもスムーズに代替教員の補充ができるよう努めてまいります。

○優秀な教員の確保と育成について

- ・教員が熱心に取り組むための施策の現状と今後の対策について

教育長答弁

5点目、教員が熱心に取り組むための施策の現状と今後の対策についてお答えします。

教職員が情熱をもち、資質の向上に努めることは、いつの時代でも不可欠であり、学校現場において、児童生徒とともに学び続けることでいっそう培われていくものと考えています。

このため、各学校では、定期的に、職員の研修会を実施しており、県教育委員会からも、出前講座として、その研修会に、指導主事を派遣し、テーマに沿って助言を行っています。出前講座の要請は毎年100件を超え、校内研修の充実が進んでいます。

また、毎年、岐阜県総合教育センターの研修講座を見直し、直近の教育課題や個々の教職員の課題に対応しています。例えば、昨年度から、初任教員と6年目の教員が同時に参加する研修を設け、双方が刺激し合って課題を解決することで、モチベーションの向上を図る機会としています。

さらに今後は、教職員が校務のため学校を離れる余裕が十分にない状況もあることから、テレビ会議システムを活用した研修講座の拡充を図るなど、参加

しやすい研修環境づくりに努めてまいります。

○教員の多忙化の解消について

- ・特別に支援を要する児童生徒が在籍する学校への支援について

教育長答弁

6点目、特別に支援を要する児童生徒が在籍する学校への支援についてお答えします。

発達障がい等の特別に支援を要する児童生徒に対する支援の在り方について、学校

現場の悩みが増加していることは、県教育委員会としても承知しております。

これまで、教員の発達障がいに対する基礎的な理解は、研修を通して進んできまし

たが、今後は更に、発達障がいの具体的な特性理解や個別の教育支援計画の作成など、

専門的な研修の充実に努めてまいります。

また、個々の特性に応じた支援の仕方が分からないという声も多く聞かれるため、大学教授や医師等の専門家を派遣し、教員が適切な助言を受けられるようにしております。昨年度は、小中学校の要請に応じて、86回の派遣を行いました。

今後は、支援を要する児童生徒を含めた学級経営の在り方や授業づくりなど、教員の身近な悩みに即した助言が得られるよう、新たに経験豊かな教員OBを派遣し、より一層学校を支援してまいります。

○教員の多忙化の解消について

- ・部活動指導の負担軽減のための対策について

教育長答弁

7点目、部活動指導の負担軽減のための対策についてお答えします。

中学校の運動部活動における諸課題に対処するため昨年6月、休養日の設定や活動時間、外部指導者の活用等について示した「中学校運動部活動指針」を策定し、各市町村及び学校に改善を依頼しました。

その結果、平日1日以上の休養日を設定している部活動数が、指針策定前の73.6%から93.6%に、1ヶ月の土・日曜日に2日以上休養日を設定している部活動数が38.9%から47.2%に増加し、教員の負担軽減に繋がりました。

また、教員の負担を軽減するため今年度、国により制度化された部活動指導員の配置が各市町村で促進されるよう、県独自に「運動部活動指導員派遣事業」をモデル的にスタート致しました。

今後は、このモデル事業で明らかになった指導員の活用の仕方や配慮点及び

休養日の設定状況や外部指導者の活用割合等を市町村に情報提供し、こうした取組みがさらに推進されるよう働きかけてまいります。

○学校教育における「哲学・道徳」に対する県の考え方について

教育長答弁

最後に、学校教育における「哲学・道徳」に対する県の考え方についてお答えします。

道徳教育については、議員御指摘のとおり、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から「特別の教科道徳」となり、各学年で年間35単位時間、教科書を用いて実施されることになります。

「特別の教科道徳」では、児童生徒の発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合い、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを考えることとされていますが、特に中学校では「真理の探究、創造」が内容に含まれるなど、人間としての生き方を求め、自己の人生を切り拓くための「根本、原理」を考えることが示されています。人間としての生き方の探究は、私のような年齢になっても未だ道半ばですが、議員が仰る感性を熟成する中学生期に、正にこのような哲学的な学びを行うことは、極めて重要だと考えております。

県教育委員会としては、各学校において、このような新学習指導要領に基づく指導が確実に為されるよう、その主旨を徹底して周知するとともに、道徳教育に関する実践研究を行い、その成果を県内に広く普及してまいります。

○太田 維久 議員（県民・岐阜市）

12月8日（金）

○郡上特別支援学校講師の公務災害認定のその後の対応について

・方針を転換し第三者調査を実施することになった理由について

教育長答弁

郡上特別支援学校講師の公務災害認定のその後の対応について、3点ご質問がありました。

はじめに、方針を転換し第三者調査を実施することになった理由についてお答えします。

本事案については、本年3月末に公務災害の認定がなされ、4月にご遺族からの申し入れをいただいて以降、県教育委員会の問題として職員による事実関係の解明を目指し、鋭意調査を進めておりました。

しかしながら、事案発生からかなりの時間が経過しているため、関係書類の確認や、学校、教育委員会の多くの関係者からの直接の聞き取りが必要であったことなどから、調査開始から相当の時間を要しておりました。

こうしたなかで、先の県議会において、県教育委員会における調査の進捗に対し、様々な問題をご指摘いただきました。

また、10月16日には、ご遺族からも第三者調査を求める申し入れがなされました。

改めて調査を急ぐよう指示をしたところですが、職員からは関係者の記憶が不明確で、証言の食い違いや、関係書類と整合しないなど、事実確認を十分に行えないといった報告を受けるにつれ、内部調査の限界を感じたところでございます。

このような経過のもとで、誠に遺憾ではありますが、このままでは早急に調査を収束させることが難しいと判断し、第三者である弁護士に調査を委ねることを決断したものです。

再質問

○郡上特別支援学校講師の公務災害認定のその後の対応について

教育長答弁

判断が遅かったということでございますけれども、本事案につきましては、教育委員会の問題として、事務局の職員によって何とか解明できないかと取り組んでまいりました。しかしながら、先ほど申し上げたように、事案発生から相当の期間を経過するなか、関係者の記憶が不鮮明で、証言の食い違いや、関係書類と整合しないなど、事実確認を十分行えないといった報告を受けるにつれ、内部調査の限界を感じております。

10月16日には、ご遺族からも強く第三者調査を求める申し入れがなされまして、この状態では調査を収束させることが難しいと判断いたしました。

結果として、事案の解明が遅れていることは事実でありますとお詫びを申し上げなければならぬと感じております。

○郡上特別支援学校講師の公務災害認定のその後の対応について

・第三者調査の今後のスケジュールについて

教育長答弁

次に、第三者調査の今後のスケジュールについてお答えします。

現在進められております弁護士による調査・検証は、「事実関係の解明」、「関係者の責任の明確化」、「再発防止に向けた提言」という大きく3点について、報告をお願いしております。

これまで、現地調査や関係書類の精査、関係者からの聴き取りなどを精力的に行っていただいており、今後、年内を目途に報告書を取りまとめていただくよう依頼しております。

○郡上特別支援学校講師の公務災害認定のその後の対応について

・県教育委員会における情報公開のあり方について

教育長答弁

最後に、県教育委員会における情報公開のあり方についてお答えします。

教育委員会会議では、非公開とする議案については、「岐阜県教育委員会会議申し合わせ事項」で定めております。具体的には、「人事案件」、「訴訟案件」、「県議会への上程案件」、そして「その他必要と認める議案」となっており、毎回会議冒頭に教育長から発議をし、決定してきました。この「その他必要と認める議案」として非公開してきたものには、6月に策定した「教職員の働き方改革プラン」なども含まれております。

しかしながら、7月21日に行われた教育委員会と県議会教育警察委員会との意見交換会において、非公開事案が多すぎる、とのご指摘もいただきました。

このため、本年8月からは、「その他必要と認める議案」の取扱については、岐阜県情報公開条例で非公開事由とされているもの以外は全て公開とすることをルール化し、併せてその会議資料についてもホームページに掲載することとしたところです。

○県教育委員会の労務管理の改善について

教育長答弁

続いて、県教育委員会の労務管理の改善についてお答えします。

県立学校においては、10月1日より平日に加え土日も含めた勤務時間の記録を開始しており、職員の勤務実態の把握と労務管理に活用しております。

一方、小中学校では、11月に全教員を対象に1ヶ月間の時間外勤務の実態を把握するために調査を行いました。今後、調査結果を市町村教育委員会と共有し、月80時間を超える時間外勤務者の多い学校について、市町村教育委員会に対して改善策を提案するとともに、土日も含めた勤務実態の把握と労務管理の徹底を促してまいります。

また、小中学校の事務職員の時間外勤務手当については、実績どおりの申告が出しにくい雰囲気があるという声も聞いております。

このため、こうした実態の解決に向けて、「教職員の働き方改革プラン」を改訂する際には、管理職の意識改革や職員への啓発等について盛り込むよう検討してまいります。

○駒田 誠 議員（自民・下呂市）

12月8日（金）

○人口減少について

・小中学生に対する人口減少社会の教育について

教育長答弁

小中学生に対する人口減少社会の教育についてお答えします。

議員御指摘のように、我が国が、そして岐阜県が直面する人口減少への対応は喫緊の課題であり、未来を担う児童生徒がこの課題を正しく理解することは

極めて重要であると思っています。

現在、学校では、社会科や家庭科を中心に、日本の人口の特色や課題、社会の変容を見据えたライフプランの設計などについて学習しています。また、例えば、岐阜県や市町村の具体的な人口減少の状況を調べるとともに、地域の方の意見を聞き、行政の担当者にこれから町づくりを提案するなど、人口減少に対する身近な地域の取組みや課題を学び、自分ができることを考えるような取組みも行われています。

今年3月に公示された新学習指導要領においても、少子高齢化や過疎・過密などの日本の人口に関する学習が明記されたところであり、県教育委員会としても、その趣旨を周知徹底し、各自治体や地域の御協力の下で、各学校における取組みが一層充実するよう指導してまいります。